

美土里荘短期入所生活介護事業所 利用料金のご案内<サービス額>

別表①

■短期入所生活介護サービス利用料(1日)

令和4年4月10日以降

区分	項目	単位数	1日の金額(円)			1月(30日)の金額(円)			摘要	
			1割	2割	3割	1割	2割	3割		
①基本	要介護1	596	596	1,192	1,788	17,880	35,760	53,640	個室・多床室とも同額	
	要介護2	665	665	1,330	1,995	19,950	39,900	59,850		
	要介護3	737	737	1,474	2,211	22,110	44,220	66,330		
	要介護4	806	806	1,612	2,418	24,180	48,360	72,540		
	要介護5	874	874	1,748	2,622	26,220	52,440	78,660		
②加算	サービス提供体制加算Ⅱ	18	18	36	54	540	1,080	1,620		
	看護体制加算	I	4	4	8	12	120	240	360	
		II	8	8	16	24	240	480	720	
	夜勤職員配置加算Ⅲ	15	15	30	45	450	900	1,350		
③対象者のみの加算	若年性認知症受入加算	120	120	240	360	3,600	7,200	10,800		
	送迎を行う場合	184	184	368	552				片道ごとに算定	
	緊急短期入所受入加算	90	90	180	270	1,260	2,520	3,780	14日限度	
	長期利用減算	-30	-30	-60	-90	-900	-1,800	-2,700	30日を超えて連続利用の場合	
	療養食加算	8	24	48	72	720	1,440	2,160	1食ごとに算定	
④加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記①～③で算定した単位数の合計 × 8.3%								
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	上記①～③で算定した単位数の合計 × 2.7%								
	介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①～③で算定した単位数の合計 × 1.6%							令和4年10月より	
参考:1日当たりのサービス費 (①②④の概算)		要介護1	722	1,444	2,165	21,653	43,306	64,959	別途食費・居住費	
	要介護2	799	1,599	2,398	23,984	47,968	71,951			
	要介護3	881	1,761	2,642	26,416	52,832	79,248			
	要介護4	958	1,916	2,875	28,747	57,494	86,240			
	要介護5	1,035	2,070	3,104	31,044	62,088	93,131			

■介護予防短期入所生活介護サービス利用料(1日)

区分	項目	単位数	1日の金額(円)			1月(30日)の金額(円)			摘要
			1割	2割	3割	1割	2割	3割	
①基本	要支援1	474	474	948	1,422	14,220	28,440	42,660	個室・多床室とも同額
	要支援2	589	589	1,178	1,767	17,670	35,340	53,010	
②加算	サービス提供体制加算Ⅱ	18	18	36	54	540	1,080	1,620	
③対象者のみの加算	若年性認知症受入加算	120	120	240	360	3,600	7,200	10,800	
	送迎を行う場合	184	184	368	552				片道ごとに算定
	療養食加算	8	24	48	72	720	1,440	2,160	1食ごとに算定
④加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	上記①～③で算定した単位数の合計 × 8.3%							
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	上記①～③で算定した単位数の合計 × 2.7%							
	介護職員等ベースアップ等支援加算	上記①～③で算定した単位数の合計 × 1.6%							令和4年10月より
参考:1日当たりのサービス費 (①②④の概算)		要支援1	554	1,108	1,662	16,620	33,240	49,859	別途食費・居住費
	要支援2	683	1,367	2,050	20,504	41,009	61,513		

■その他の自己負担

区分	項目	1日の金額(円)	1月(30日)の金額(円)	摘要	
⑤居住費	個室	第4段階	1,171	35,130	居住費・食費は認定された所得段階に応じて異なります(別表②参照)
		第3段階-2	820	24,600	
		第3段階-1	820	24,600	
		第2段階	420	12,600	
		第1段階	320	9,600	
	多床室	第4段階	855	25,650	
		第3段階-2	370	11,100	
		第3段階-1	370	11,100	
		第2段階	370	11,100	
		第1段階	0	0	
⑥食費	第4段階	1,590	47,700		
	第3段階-2	1,300	39,000		
	第3段階-1	1,000	30,000		
	第2段階	600	18,000		
	第1段階	300	9,000		
⑦その他	冷蔵庫電気代		500	家電は持ち込み / 月額	
	テレビ電気代		300		
	電気毛布電気代		300		
	散髪代	1,500			1回あたり

■各種加算・料金の説明

※1単位=10円

令和4年10月1日以降

区分	項目	単位数	サービス費・加算の概要	
加算	サービス提供体制加算Ⅱ	18 / 日	職員のうち介護福祉士資格者が常勤換算で一定数以上いる場合に加算します。	
	看護体制加算	I	4 / 日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算します(入所定員51名以上)。
		Ⅱ	8 / 日	常勤換算法で看護職員が一定数以上、かつ基準を1名以上上回って配置されている場合に加算します。
	夜勤職員配置加算Ⅲ	15 / 日	夜勤帯の介護・看護職員が基準を1名以上上回っており、最低1名は喀痰吸引等が可能な職員を配置している場合に加算します。	
対象者のみの加算	若年性認知症受入加算	120 / 日	若年性認知症と診断された方に対してサービス提供を行った場合に加算します。	
	送迎を行う場合	184 / 回	サービス利用にあたり自宅～施設間の送迎を行った場合に、片道ごとに加算します。	
	緊急短期入所受入加算	90 / 日	居宅サービス計画に位置づけられていない短期入所を急遽利用した場合、7日(または14日)を限度に加算します。	
	長期利用減算	-30 / 回	連続30日を超えて利用した場合、31日目は全額自費となり、その後1日30円を減算します。	
	療養食加算	8 / 回	医師の食事せんに基づき療養食(心臓病食・糖尿病食・低残渣食など)を提供した場合に加算します(1食6単位/1日3回を限度)	
加算	介護職員処遇改善加算Ⅰ	各加算を含むサービス費合計(月額)に8.3%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します。		
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	各加算を含むサービス費合計(月額)に2.7%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します。		
	介護職員等ベースアップ等支援加算	各加算を含むサービス費合計(月額)に1.6%を乗じた額を加算します。そのため、月額の利用日数や加算状況に応じ金額が変動します。		

※介護職員等ベースアップ等支援加算については令和4年10月からの適応となります。

■所得段階別の金額(1日あたり)と認定基準

認定区分	居住費(個室)	居住費(多床室)	食費	摘要
第1段階	320	0	300	生活保護受給の方、世帯全員が市町村民税非課税である高齢福祉年金受給者である方
第2段階	420	370	600	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金等収入が80万円以下の方
第3-1段階	820	370	1,000	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入等が80万円超～120万円以下(年間)の方
第3-2段階	820	370	1,300	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入等が120万円超の方
第4段階	1,171	855	1,590	世帯に課税者がいる方、市町村民全課税者本人である方

美土里荘短期入所生活介護事業所 料金早見表(30日)

令和4年10月1日現在

		1割負担					2割負担	3割負担	10割負担 (1日あたり)
		所得段階1	所得段階2	所得段階3-①	所得段階3-②	所得段階4			
		多床室 0円 個室 320円 食費 300円	多床室 370円 個室 420円 食費 600円	多床室 370円 個室 820円 食費 1,000円	多床室 370円 個室 820円 食費 1,300円	多床室 855円 個室 1,171円 食費 1,590円	多床室 855円 個室 1,171円 食費 1,590円	多床室 855円 個室 1,171円 食費 1,590円	多床室 855円 個室 1,171円 食費 1,590円
要支援1		多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室
支給限度基準額 5,032単位 / 月		25,755	45,855	57,855	66,855	90,105	106,860	123,615	8,030
日額	基本サービス費 474円 サービス提供体制加算Ⅱ 18円 看護体制加算Ⅰ 4円	円	円	円	円	円	円	円	円
月額	介護職員処遇改善加算Ⅰ 1,235円 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 402円 介護職員等ベースアップ等支援加算 238円	35,355	47,355	71,355	80,355	99,585	116,340	133,095	8,346
要支援2		多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室
支給限度基準額 10,531単位 / 月		29,639	49,739	61,739	70,739	93,989	114,628	135,267	9,325
日額	基本サービス費 589円 サービス提供体制加算Ⅱ 18円 看護体制加算Ⅰ 4円	円	円	円	円	円	円	円	円
月額	介護職員処遇改善加算Ⅰ 1,521円 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 495円 介護職員等ベースアップ等支援加算 293円	39,239	51,239	75,239	84,239	103,469	124,108	144,747	9,641
要介護1		多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室
支給限度基準額 16,765単位 / 月		30,653	50,753	62,753	71,753	95,003	116,656	138,309	9,663
日額	基本サービス費 596円 サービス提供体制加算Ⅱ 18円 看護体制加算Ⅰ 4円	円	円	円	円	円	円	円	円
月額	夜勤職員配置加算Ⅲ 8円 介護職員処遇改善加算Ⅰ 1,596円 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 519円 介護職員等ベースアップ等支援加算 308円	40,253	52,253	76,253	85,253	104,483	126,136	147,789	9,979
要介護2		多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室
支給限度基準額 19,705単位 / 月		32,984	53,084	65,084	74,084	97,334	121,318	145,302	10,440
日額	基本サービス費 665円 サービス提供体制加算Ⅱ 18円 看護体制加算Ⅰ 4円 看護体制加算Ⅱ 8円	円	円	円	円	円	円	円	円
月額	夜勤職員配置加算Ⅲ 15円 介護職員処遇改善加算Ⅰ 1,768円 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 575円 介護職員等ベースアップ等支援加算 341円	42,584	54,584	78,584	87,584	106,814	130,798	154,782	10,756
要介護3		多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室
支給限度基準額 27,048単位 / 月		35,415	55,515	67,515	76,515	99,765	126,180	152,595	11,250
日額	基本サービス費 737円 サービス提供体制加算Ⅱ 18円 看護体制加算Ⅰ 4円 看護体制加算Ⅱ 8円	円	円	円	円	円	円	円	円
月額	夜勤職員配置加算Ⅲ 15円 介護職員処遇改善加算Ⅰ 1,947円 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 633円 介護職員等ベースアップ等支援加算 375円	45,015	57,015	81,015	90,015	109,245	135,660	162,075	11,566
要介護4		多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室
支給限度基準額 30,938単位 / 月		37,746	57,846	69,846	78,846	102,096	130,842	159,588	12,027
日額	基本サービス費 806円 サービス提供体制加算Ⅱ 18円 看護体制加算Ⅰ 4円 看護体制加算Ⅱ 8円	円	円	円	円	円	円	円	円
月額	夜勤職員配置加算Ⅲ 15円 介護職員処遇改善加算Ⅰ 2,119円 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 689円 介護職員等ベースアップ等支援加算 408円	47,346	59,346	83,346	92,346	111,576	140,322	169,068	12,343
要介護5		多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室	多床室
支給限度基準額 36,217単位 / 月		40,043	60,143	72,143	81,143	104,393	135,436	166,479	12,793
日額	基本サービス費 874円 サービス提供体制加算Ⅱ 18円 看護体制加算Ⅰ 4円 看護体制加算Ⅱ 8円	円	円	円	円	円	円	円	円
月額	夜勤職員配置加算Ⅲ 15円 介護職員処遇改善加算Ⅰ 2,288円 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 744円 介護職員等ベースアップ等支援加算 441円	49,643	61,643	85,643	94,643	113,873	144,916	175,959	13,109

[注意事項]

- 上記金額はあくまで30日利用した場合の目安です。実際は利用日数のほか個別に算定した加算内容によって料金は変動します。詳しくは加算内容については別紙「利用料金のご案内」をご確認ください。
- 在宅サービスの場合、介護保険を利用できる月額上限(区分支給限度基準額)が定められています。上限を超えた場合は全額自己負担(10割負担)となりますのでご注意ください。
- 短期入所生活介護サービスは30日を超えて連続利用はできません。31日目以降もサービス利用を継続する場合、31日目に帰宅するか全額自己負担(10割負担)をしていただく必要があります。